入　札　説　明　書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和３９年鳥取県規則第１１号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　調達内容

（１）業務の名称及び数量

県立武道館放水型スプリンクラー制御盤更新業務　一式

（２）業務の仕様

別添県立武道館放水型スプリンクラー制御盤更新業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）業務の期間

契約締結日から令和５年１０月３１日（火）まで

２　入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和３年鳥取県告示第４５７号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の消防用施設管理（運転保守）に登録されている者であること。

（３）消防設備士第１類甲種の資格者を１名以上有していること。

（４）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月１７日付出第１５７号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（５）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

３　契約担当部局

鳥取県地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課

４　配付資料

（１）仕様書

（２）入札参加資格確認書　　（様式第１号）

（３）質問書　　（様式第２号）

（４）委任状　　（様式第３号）

（５）入札書　　（様式第４号）

（６）契約保証金免除申請書　　（様式第５号）

５　入札手続等

（１）入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒６８０―８５７０　鳥取県鳥取市東町一丁目２２０番地

鳥取県地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課スポーツ振興担当

電話　０８５７―２６―７９１９

電子メール　sports@pref.tottori.lg.jp

（２）入札説明書等の交付方法

令和５年５月１２日（金）から同月２２日（月）までの間にインターネットの鳥取県地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課ホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/sportshinkou/）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア　交付期間及び交付時間

令和５年５月１２日（金）から同月２２日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ　交付場所

（１）に同じ

（３）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（１）の場所に送付すること。

（４）入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

令和５年５月３１日（水）午前１０時即時開札（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月３０日（火）午後５時まで（必着）とする。）

イ　場所

〒６８０－８５７０　鳥取県鳥取市東町一丁目２２０番地

第１４会議室（鳥取県庁議会棟３階）

６　入札に関する問合せの取扱い

（１）疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第２号）を作成し、電子メールにより５の（１）の場所に令和５年５月１７日（水）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

（２）疑義に対する回答

（１）の質問については、令和５年５月１９日（金）にインターネットの鳥取県地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課ホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/sportshinkou/）により、まとめて閲覧に供する。

７　入札参加者に要求される事項

（１）本件入札に参加を希望する者にあっては、８の事前提出物を作成の上、令和５年５月２２日（月）正午までに５の（１）の場所に郵便等又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（２）入札者は、（１）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（３）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（４）提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

８　事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各１部とする。

（１）入札参加資格確認書（様式第１号）

（２）２の（３）を証するもの
（３）２の（５）を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その１）の写し（地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２８号）第１０号様式）等）（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）

９　資格審査について
（１）７の（１）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和５年５月２３日（火）までに通知する。
（２）（１）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和５年５月２５日（木）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
（３）（２）により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和５年５月２９日（月）までに書面により回答する。

10　入札条件
（１）入札は紙による入札とし、入札書は所定の書式（様式第４号）を使用すること。
（２）契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあっては、内訳として消費税額を記載すること。
（３）入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
（４）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出すること。
（５）入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
（６）入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。
（７）入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札開始までに必ず委任状（様式第３号）を５の（１）の場所に提出しなければならない。なお、開札日当日に持参する場合は入札開始前に５の（４）イの場所に提出すること。
　ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
（８）委任状及び入札書の宛名は「鳥取県知事　平井　伸治」とすること。
（９）再度入札は２回とする（初度入札と併せて３回とする。）。ただし、郵便等による場合で再度入札を希望する場合は、「入札書１回目」、「入札書２回目」及び「入札書３回目」と明記した封筒に、「１回目」、「２回目」及び「３回目」を明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。なお、第２回目以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、１案件に対し入札書を２通以上提出した入札として、無効とする。
（10）再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
（11）入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

11　入札保証金及び契約保証金
（１）入札保証金
　入札保証金は免除する。
（２）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第１１３条第１項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第１１２条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12　入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

（１）本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札

（２）入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札

（３）入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において、入札開始までに委任状（様式第３号）を５の（１）または５の（４）イの場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

（４）他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札

（５）入札に際し、不正の行為があった者のした入札

（６）政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

（７）１案件に対し、入札書を２通以上提出した入札

（８）記名のない入札書による入札

（９）入札書を鉛筆で記載した入札

（10）入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

13　落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第１２７条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

14　契約書作成の要否

要

15　手続における交渉の有無

無

16　その他

（１）入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。

（２）落札者は、入札終了後直ちに入札金額の積算が分かる内訳書を提出すること。

（３）開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

（４）本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

（５）契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨、契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の１０分の１に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場

合がある。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（６）再委託の禁止

ア　受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ　発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の５０パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ　受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

（７）１１の（２）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第５号）を、５の（１）の場所に提出すること。

（８）契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

（９）仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。